

障がい者雇用に向けた理解を深める

初めて障がい者雇用に取り組もうと
していますが、何から始めればよい
でしょうか？

実際に障がい者と働いたことがない
ので、わからないことも
多くて…



初めて企業

企業向けの研修会や相談会に参加しました。
「なるほど」と勉強になることも多く、他
の企業の方も悩みながらも一歩ずつ進めて
いるんだと思いました。それなら、当社も
支援機関に相談しながら、まず一歩
ずつ始めてみようと思いました。



先輩企業



先輩企業

支援機関で 就労に向けた訓練の様子を見学 しました。
本当に皆さんがんばっていて、見学したことで、社内の「あ
の業務はどうだろう」といった、よいイメージがわきまし
た。



支援機関での就労に向けた訓練

当社では障がい者の 職場実習 を受け入れています。実
習して、「社会参加したい」と思う気持ちになっていただ
ければ、会社としてもやりがいがありますよね。
現場の社員からも実習生を受け入れる度に「どんな特
性があるの？配慮はどうしたらいい？」と自主的に聞
いてくるようになりました。



先輩企業



企業と支援機関の打合せ



先輩企業

人事や総務担当者だけでなく、現場の責任者を交えて、
出前講座を活用した社内勉強会を実施しました。当社
ではどのような働き方が適しているのか、社内全体で
考えました。

「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」「発達障がい」
のイメージがつかめないこともあるかもしれませんが、
セミナーへの参加や支援機関の見学などによって、理解
を深めていった企業も多いです。
障がい者と交流することで、障がい者を雇用する場面を
イメージしていくことができるでしょう。



支援機関



障がい者雇用促進に向けたフォーラム

STEP 1のポイント

障がい者雇用について考えることは、誰もが働きやすい職場を考えることにつながります。経営者や人事担当者だけではなく、障がい者を配属する現場の社員の方も含め、「どうして障がい者雇用が必要なのか」「障がいの特性にはどのようなものがあるか」などを理解し、**社内全体で障がい者雇用に向けた理解を深めていくことが重要です。**

● セミナー・研修会・出前講座 ●

様々な公的機関が **セミナーや研修会、フォーラム** などを開催しています。

また、神奈川県障害者雇用促進センターでは、講師が企業に伺い、ご希望に合わせた講座を出張開催する **出前講座** を実施しています。

お問合せ ▶ **A B C D E**

● 先輩企業の見学会 ●

障がい者とともに働く姿がイメージできない方は、すでに障がい者雇用に取り組んでいる **企業を見学する見学会** への参加はいかがでしょう。



お問合せ ▶ **A B C E**

● 支援機関の見学会 ●

就労移行支援事業所(P15参照)などの支援機関では、**障がい者の就労に向けた訓練を見学** することができます。こうした機関に、見学について直接相談してもよいでしょう。

なお、神奈川県障害者雇用促進センターでは支援機関の見学を調整しています。

お問合せ ▶ **A**

● 職場実習 ●

自社で **職場実習** を受け入れ、一緒に働くことは、社員が障がい者を知る機会にもなり、障がい者雇用に向けた社内環境整備の具体的な準備にも役立ちます。実習生は特別支援学校や就労移行支援事業所(P15参照)などから受け入れることができます。

お問合せ ▶ **A C**

お問合せ

A 神奈川県障害者雇用促進センター

電話：045-633-5441(直通)

または 045-633-6110
(かながわ労働プラザ代表)

B 神奈川労働局職業対策課

電話：045-650-2801

D 神奈川障害者職業センター

電話：042-745-3131

C 神奈川県雇用労政課

電話：045-210-5871

E ハローワーク

(P16 参照)

コラム 障がいの種別

「障害者の雇用の促進等に関する法律」における障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」とされていますが、多くの障がい者が企業で活躍しています。

障がい者雇用率の算定の対象となるのは、表中に記載した手帳等で確認ができる方です。

身体障がい	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能などの障がい、原則として 身体障害者手帳 の交付によって確認を行います。
知的障がい	理解力・判断力などに課題がある障がい、原則として 療育手帳 （自治体によっては、「愛の手帳」など）または児童相談所等の判定書（証明書）によって確認を行います。
精神障がい	統合失調症、うつ病、そううつ病などの疾病があり、症状が安定し、就労が可能な状態にある方で、 精神障害者保健福祉手帳 （2年ごとの更新あり）の交付によるほか、医師の診断書、意見書等によって確認を行います。
発達障がい	自閉症スペクトラム（アスペルガー症候群、高機能自閉症等）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、LD（学習障がい）など、社会性やコミュニケーションなどに課題がある障がい、状態によって、 精神障害者保健福祉手帳 、 療育手帳 の交付対象になります。
高次脳機能障がい	事故や病気で脳に損傷を受けたことにより、記憶の障がい、感情の障がい、注意の障がいなどの後遺症が生じる障がい、状態により、 精神障害者保健福祉手帳 、 身体障害者手帳 の交付対象になります。
難病	難病とは、治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病を総称して用いられてきた言葉です。状態により、 身体障害者手帳 、 精神障害者保健福祉手帳 の交付対象になります。

障がいの種別や病名により代表的な障がい特性はありますが、同じ障がい種別や手帳の等級、または同じ病名であっても、特性は一人ひとり異なります。一人ひとりの特性を理解し、ともに働きましょう。